

海外における農林水産物・食品に係る商標、模倣品等に関する調査報告書（概要）

農林水産省では、海外における商標制度や権利侵害への対抗措置に関する知識の普及、海外における農林水産物・食品の模倣品、産地偽装の実態把握を行うため、平成20年度農林水産物貿易円滑化推進事業の一環として、トムソンコーポレーション株式会社に委託し、「海外における農林水産物・食品に係る商標、模倣品等に関する調査」を実施した。調査結果の概要は以下のとおりである。

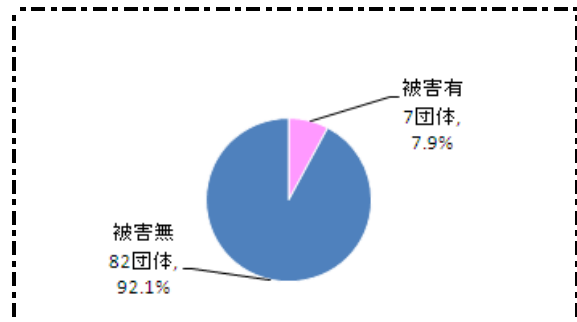
調査結果の概要

(1) 農林水産物等の輸出関係者に対するヒアリング・アンケート調査

「農林水産物の輸出取組事例」（平成20年6月 農林水産省国際部）に掲載されている76団体及び農林水産物・食品について地域団体商標を取得（平成20年9月15日時点）している183団体（合計259団体）を対象に、模倣品被害、産地偽装被害及びその対策に関するヒアリング・アンケート調査を実施（有効回答237団体；回収率91.5%）。

① 模倣品被害、産地偽装被害について

調査対象団体中、輸出実績のある89団体のうち、7団体が、海外で模倣品又は産地偽装被害があると回答。



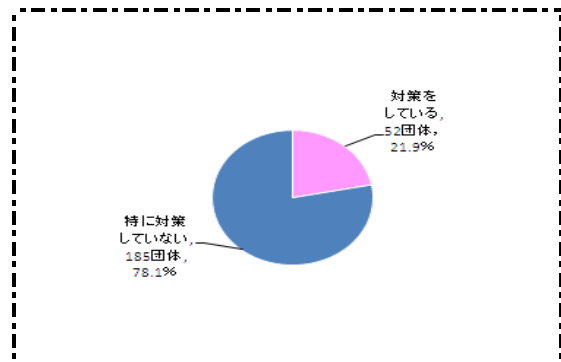
② 被害の実態について

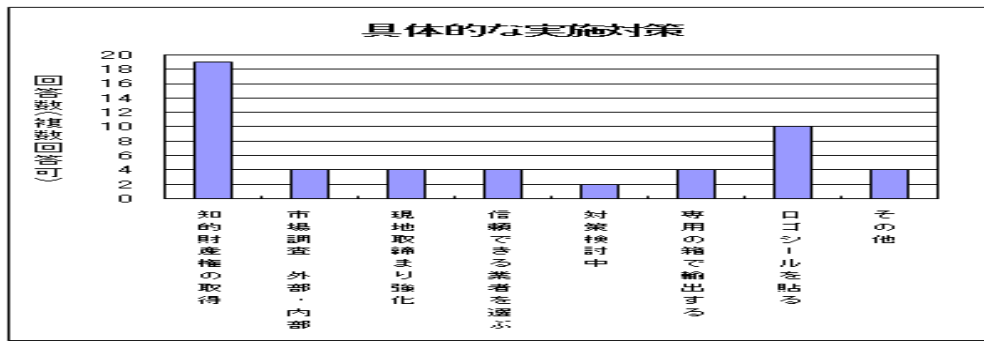
被害のあった地域は、台湾（4団体）、香港（2団体）、中国（1団体）、米国（1団体）及びカナダ（1団体）※であった。また、被害の内容は、デザイン模倣（4団体）、商標権侵害（2団体）、産地偽装（2団体）※であった。一方、これらの被害への対策費用として予算を計上しているのは1団体のみであり、その額は50万円以内であった。

（※ 被害地域、被害内容については、団体により複数回答があったため、団体数の合計は一致しない。）

③ 模倣品被害、産地偽装被害への対策について

237団体中、対策を実施しているのは52団体であった。具体的な対策としては知的財産権の取得が19団体と最も多く、次にロゴシールの貼り付けが10団体であった。





(2) 中国、台湾における模倣品、産地偽装の現地調査

中国（北京、上海、広州）及び台湾（台北）の卸売市場、マーケット等において、模倣品、産地偽装の現地調査を実施。また、発見した具体的事例に即して、模倣品被害、産地偽装被害への対応方策を検討。

① 中国現地調査の概要

北京（36箇所）、上海（34箇所）及び広州（34箇所）において現地調査を実施した。このうち、26箇所で、「日本産」という表示のある商品が販売されていた。

| | 北 京 | | 上 海 | | 広 州 | |
|-----|-----|-------|-----|-------|-----|------|
| | 箇所数 | 割合 | 箇所数 | 割合 | 箇所数 | 割合 |
| りんご | 3 | 8.3% | 6 | 17.6% | 1 | 2.9% |
| 梨 | 0 | 0% | 4 | 11.8% | 1 | 2.9% |
| 貝 類 | 0 | 0% | 2 | 5.9% | 1 | 2.9% |
| 魚 類 | 1 | 2.8% | 2 | 5.9% | 1 | 2.9% |
| 海藻類 | 0 | 0% | 2 | 5.9% | 0 | 0% |
| コメ | 6 | 16.7% | 9 | 26.5% | 1 | 3% |
| 茶 | 3 | 8.3% | 9 | 26.5% | 2 | 5.9% |

しかしながら、これらのうち明らかに「日本産」を模倣又は偽装している商品と結論付けることができたものはなかった。市場関係者によると、中国では、国慶節（10月1日）や春節（旧正月）の前後に日本産商品が多く流通するので、その模倣品、産地偽装品もその頃に出回るのではないかとのことであった。なお、産地を「中国産」としているものの、「越光（こしひかり）」、「秋田小町（あきたこまち）」と表記した米が販売されていた。



② 台湾現地調査の概要

台北（17箇所）において現地調査を実施した。台北では17箇所すべてで、「日本産」という表示のある商品が販売されていた。

| | | |
|-------|----|-------|
| りんご | 11 | 64.7% |
| ナシ | 8 | 47.1% |
| ブドウ | 1 | 5.9% |
| みかん | 5 | 29.4% |
| 柿 | 5 | 29.4% |
| シメジ | 1 | 5.9% |
| 長いも | 9 | 52.9% |
| さつまいも | 3 | 17.6% |
| タマネギ | 3 | 17.6% |
| ユリ根 | 3 | 17.6% |
| 大根 | 5 | 29.4% |
| 人参 | 2 | 11.8% |
| 貝 | 8 | 47.1% |
| 魚 | 8 | 47.1% |
| 海藻 | 8 | 47.1% |
| なまこ | 1 | 5.9% |
| コメ | 10 | 58.8% |
| 緑茶 | 5 | 29.4% |

これらのうち、「日本産」であることを模倣又は偽装していることが疑われる主な事例について、その対応方策を以下に示す。

【「日本産」の模倣が疑われる事例―「関の鮮」さば】



左の写真は台北で発見した商品で、右の写真は大分県の株式会社ヤマジンの商品である。「関の鮮」は、ヤマジンが2005年2月に日本で登録を受けた商標であるが、左の写真にも「関の鮮」が使用され、全体的なデザインも酷似している。

また、左の商品を販売している台湾企業は、台湾において、2008年9月に「関の鮮」を商標出願していることも判明した。

→ 本事案については、「関の鮮」が公告された時点で、台湾商標法第23条第1項第12号を根拠として、異議申立てを行うことが可能である。

台湾商標法第23条第1項第12号

他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがあり、又は著名商標又は標章の識別性又は信用、名声に損害を生じさせるおそれがあるものは、商標登録を受けることができない。

【日本地名のただ乗りが疑われる事例—「松阪霜降豚肉」】



値段のシールには「松阪霜降豚肉」という表記があり、さらに「松板霜降豚肉」というシールも付されている。販売業者によると、「『松阪豚』は豚のほほ肉で貴重な部位であり、肉のさし具合が松阪牛に似ているので、『松阪豚』として販売している」とのことであるが、日本の産地ブランドのただ乗りが疑われる。

→ 本事案については、消費者に産地の誤認混同を生じさせるおそれがあるため、台湾公平交易法第21条を根拠として、当該地名の差し止めを、台湾当局に訴えることが可能である。

台湾公平公益法第21条

事業者は、商品又はその広告に、その他公衆に知らせる方法で、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日、使用期限（賞味期限）、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について、虚偽不実または錯誤を招く方法で表示してはならない。

これらの他、

- ・「ホタテ貝柱」の事例（産地偽装が疑われるもの）
- ・「タマネギ」の事例（産地偽装が疑われるもの）
- ・「北海道」と表示のある台湾産牛乳の事例（日本地名のただ乗りが疑われるもの）
- ・「信州蒟蒻豆腐」の事例（日本地名のただ乗りが疑われるもの）

が発見された。

以上